

# さくうん訪問看護ステーション

## 訪問看護（介護予防訪問看護） 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人昨雲会（以下、「運営法人」という。）が開設するさくうん訪問看護ステーション（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師、准看護師、理学療法士等（以下「看護職員等」という。）が、要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 介護保険制度の趣旨に従い、利用者が、その居宅において、その人が有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とする。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。訪問看護の実施に当たっては、関係行政機関をはじめ地域の保健、医療、福祉サービス機関と密接に連携をはかり、協力と理解のもとに円滑適切な運営を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 さくうん訪問看護ステーション
- 二 所在地 福島県喜多方市松山町村松字北原 3634-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

- 二 看護職員（保健師、看護師、准看護師を含む）等 2名以上（常勤）

看護職員等（准看護師は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」という。）、又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書等」という。）を作成し、利用者又はその家族に説明する。

看護職員等は、訪問看護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 : 月曜日～土曜日。第1・3土曜日、祝日及び夏季休暇(8月13日～15日)と年末年始休暇(12月31日～1月3日)は除く。
- 二 営業時間 : 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時  
土曜日 午前8時45分～午後0時30分

2 前1項のほか、時間外・休日のサービス提供は相談に応じる。また、電話等による連絡は24時間可能とする。

(訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- 一 病状の観察、心身の観察とケア
- 二 日常生活の援助と指導(食事指導・排泄介助・身体の清潔保持・褥瘡予防)
- 三 医師の指示による医療処置
- 四 リハビリテーション
- 五 介護者、家族の健康・療養・介護についての相談
- 六 各種在宅サービスに関する相談と情報提供
- 七 ターミナルケア(終末期のケア)

(訪問看護等の利用料)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

① 基本料金(単位:円)

訪問時間	訪問看護(基本料金)				介護予防訪問看護(基本料金)			
	単位数	自己負担分/回			単位数	自己負担分/回		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
20分未満	314	314	628	942	303	303	606	909
30分未満	471	471	942	1,413	451	451	902	1,353
30分以上60分未満	823	823	1,646	2,469	794	794	1,588	2,382
60分以上90分未満	1,128	1,128	2,256	3,384	1,090	1,090	2,180	3,270
理学療法士等の場合 1回20分	294	294	588	882	284	284	568	852

※ 准看護師が訪問看護・介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位を算定します。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。

※ サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は、100分の50に相当する単位が加算されます。時間帯は以下になります。

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

② 加算（指定訪問看護ステーションが関係する加算を抜粋）

加 算	基本単位	算 定 回 数 等
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	254 単位	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分未満（1回につき）
	402 単位	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分以上（1回につき）
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	201 単位	看護師等が看護補助者と同時に実施した 場合 30分未満（1回につき）
	317 単位	看護師等が看護補助者と同時に実施した 場合 30分以上（1回につき）
長時間訪問看護加算	300 単位	1回につき
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600 単位	1月に1回
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	325 単位	1月に1回
特別管理加算（Ⅰ）	500 単位	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	250 単位	
専門管理加算	250 単位	1月に1回
ターミナルケア加算	2,500 単位	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日 以上ターミナルケアを行った場合（死 亡月に1回）
初回加算（Ⅰ）	350 単位	初回のみ
初回加算（Ⅱ）	300 単位	初回のみ
退院時共同指導加算	600 単位	1回につき
看護・介護職員連携強化加算	250 単位	1月に1回
看護体制強化加算（Ⅰ）	550 単位	1月に1回
看護体制強化加算（Ⅱ）	200 単位	
口腔連携強化加算	50 単位	1月あたり
遠隔死亡診断補助加算	150 単位	当該利用者の死亡月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6 単位	1回につき

2 その他の費用について

① 交通費	介護保険：通常の事業の実施地域は無料。それ以外の市町村の 場合は実施地域の境界を起点として自宅までの片道距離に 対して、1 kmあたり 50 円（税別）の交通費を頂きます。 医療保険：事業所から訪問利用者宅までの片道の距離に 対して、1 kmあたり 50 円（税別）の交通費を頂きます。
② 死後の処置料	ご家族の要望により、死後の処置を行った場合には、15,000 円（ 税別）を頂きます。
③ その他	利用者の居宅でサービスのために提供する、水道、ガス、電気等の 費用、オムツやタオルなどはご利用者のご負担となります。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（緊急時等における対応方法）

第8条 看護職員等は訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、喜多方市、北塩原村、会津坂下町、湯川村、会津若松市とする。

（苦情に対する対応方針）

第10条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の原則禁止)

第14条 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 一 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- 二 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- 三 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二 継続研修 医療法人昨雲会が行う研修及び外部の各種団体主催の研修会を活用しながら行う
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
  - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規程は令和7年10月1日から施行する。